

# いじめ総合対策（いじめに関する専門家会議報告）～いじめ問題への対応について～

## いじめ問題に対する基本的な考え方

### 1 専門家会議のこれまでの取組

- ◇委員構成：法律、医療、心理、警察、教育、福祉の専門家、保護者、学校関係者
- ◇実施期間：平成24年10月から平成25年8月まで
- 本専門家会議は、いじめ問題に対応する視点や取り組むべき内容について、検討・協議してきた。
- 本報告では、東京都教職員研修センターによる「いじめ問題に関する研究」【参考1】を踏まえ、教育委員会及び公立学校において実施すべき具体的な対策をまとめた。

### 2 いじめ防止対策推進法の制定と対応 【参考2】

- 教育委員会は、法が制定、施行されたことを受け、法の趣旨を踏まえた総合的な対策を講じていくことが必要
- 学校は、教育委員会と連携して、より一層高い問題意識をもち、いじめ問題に対応していくことが不可欠

#### 《 法を踏まえて対応すべき主な事項 》

- ・ 学校におけるいじめを早期に発見するための定期的な調査（法第16条）の実施
- ・ 学校における相談体制の整備（法第16条3項）
- ・ 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（法第22条）の設置
- ・ 重大事態への対処（法第28条）  
学校の設置者又はその設置する学校による事実関係を明確にするための調査
- ・ 重大事態への対処（法第30条）  
地方公共団体の長による法第28条1項の規定による調査の結果に対する再調査 等

### 3 いじめ問題への対応に当たって念頭に置くべき4つのポイント

- いじめは、いじめを受けた子供の心に長く深い傷を残すものであり、いじめはどの学校でもどの学級にも起こり得るとい認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として取組を講じることが必要
- 本報告では、いじめを「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階に整理して、それぞれの段階に応じた取組の視点と具体的な取組内容を示しているが、対応に当たっては、右の4つのポイントを常に念頭に置いて進めていくことが重要

### 4 取組の徹底のために

- いじめ総合対策に掲げられた取組の確実な実施と、その取組状況の不断の検証が必要不可欠
- 都教委は、「いじめ総合対策チェックシート」を作成・配布。区市町村教育委員会及び学校は、当該シートを活用するなどして、定期的ないじめ総合対策の取組状況の点検・評価を必ず実施

### ポイントⅠ 教員の指導力の向上と組織的対応《学校一丸となって取り組む》【別紙1】

- いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力に基づく個による対応のみならず、学校全体による組織的な対応が不可欠
- 特定の教員がいじめ問題を抱え込むことなく、機動的かつ組織的な対応ができるようにするため、学校いじめ対策委員会を核とし、各々の教職員の役割と責任を明確化

#### <具体的な取組>

- 学校いじめ対策委員会の全校設置、学校いじめ防止基本方針の策定、「いじめ発見のチェックシート」の活用による確実な発見、いじめに関する研修の充実 など

### ポイントⅡ 子供からの声を確実に受け止め、子供を守り通す《被害の子供を守る》

- 被害の子供からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、被害の子供が安心して学校生活を送ることができるようになるため、被害の子供を組織的に守り通す取組を徹底
- 被害の子供の声やサインを早期かつ確実に受け止めるため、学級担任として子供への積極的な働きかけを行うとともに、学校いじめ相談メールやスクールカウンセラーによる面接などの取組を実施
- 被害の子供の安全確保のために、状況をきめ細かく把握し、登下校時の付き添いを実施

#### <具体的な取組>

- 学校いじめ相談メールの実施、スクールカウンセラーによる全員面接、いじめ実態調査等の実施  
スクールカウンセラー等を活用したケア、加害の子供への組織的・継続的な観察・指導 など

### ポイントⅢ いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくり《周囲の子供に働きかける》【別紙2】

- 学校は、周囲の子供がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員等に伝えた子供を守り通すとともに、周囲の子供の発信を促すための子供による主体的な取組を支援
- 学校は、勇気をもって伝えた子供を守り通すことを宣言し、登下校時の付き添い等、いじめから守るための取組を、保護者や地域と連携しながら、継続的かつ徹底して行い、周囲の子供の安全を確保
- 周囲の子供が「いじめを見て見ぬふりしない」よう道徳や特別活動等で指導するとともに、言葉の暴力撲滅キャンペーン等いじめの撲滅に向けた児童会・生徒会等による主体的な取組を支援

#### <具体的な取組>

- 「いじめに関する授業」の実施、いじめ防止カードの活用、児童会・生徒会等による主体的な取組への支援  
登下校時の付き添い等による周囲の子供の安全の確保 など

### ポイントⅣ 保護者・地域・関係機関との連携《社会総がかりで取り組む》

- いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関との連携が必要
- 保護者会等を活用した情報の共有や地域人材との連携による子供の見守りの実施
- いじめの対応状況に応じて、警察や医療機関、福祉機関等と連携した対応を実施

#### <具体的な取組>

- 学校サポートチームの全校設置、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア、学校便りや保護者会の積極的な活用、地域人材を活用した登下校時の見守りの実施 など